

中華人民共和国
経済法・企業法整備プロジェクト
中間評価調査団報告書

平成18年4月
(2006年)

独立行政法人国際協力機構
中華人民共和国事務所

序 文

本プロジェクトは、2004年11月18日に日本と中華人民共和国政府との間でプロジェクトの基本計画等の内容について討議議事録（R/D）を締結し、開始しました。

開始から約1年が経過した2005年12月末現在、会社法、独占禁止法、市場流通関連法の分野における日本の有識者、政府関係者23名がJICA専門家として中国へ来訪し、現地での研究会をつうじて中国側の立法・審議関係者と意見交換を行いました。中国側からは58名の立法・審議関係者が研修員として訪日し、日本における関連法令及び法制度の体系及び施行状況等について調査を行い、日中間でプロジェクト関係者の交流が拡大しています。

2005年10月27日、中国の改正公司法が成立・公布され、本年1月1日には施行され、プロジェクトのハイライトのひとつを迎えました。これを受けて、2005年12月に中間評価調査団を派遣し、プロジェクトの進捗状況、成果の達成状況等について中国側の実施機関である商務部と合同評価を実施しました。

本報告書は、これらの評価結果を取りまとめたものであり、今後の中国経済法・企業法整備プロジェクトの実施にあたって活用されることを願うものです。

ここに、本調査にご協力を賜りました内外の関係各位に対しまして深い謝意を表するとともに、引き続き一層のご支援をお願いする次第です。

平成18年4月

独立行政法人国際協力機構
中国事務所長 木村 信雄

略 語 一 覧

全人代	全国人民代表大会
独禁法	独占禁止法
JDS	株式会社日本開発サービス
JICA	国際協力機構
MOFCOM	中国商務部
PCM	プロジェクトサイクルマネジメント
PDM	プロジェクト計画概要表 (Project Design Matrix)
R/D	討議議事録
WTO	世界貿易機構(World Trade Organization)

評価調査結果要約表

1. 案件の概要	
国名：中華人民共和国(中国)	案件名：経済法・企業法整備プロジェクト
分野：法整備	援助形態：技術協力プロジェクト
所轄部署：中華人民共和国事務所	協力金額（評価時点）：
協力期間	先方関係機関： 1) 実施機関：商務部、国務院法制弁公室 2) 参与機関：全国人民代表大会（全人代）常務委員会法制工作委員会、全人代財政経済委員会、最高人民法院、国有資産監督管理委員会、国家工商行政管理総局、証券監督管理委員会、立法顧問グループ等 日本側協力機関：経済産業省、公正取引委員会、法務省、日中企業法制研究会、株式会社日本開発サービス（業務実施コンサルタント） 他の関連協力：特になし
(R/D)：2004年11月18日	
協力期間：3年間 2004年11月18日～2007年11月27日	
1-1 協力の背景と概要	
<p>独立行政法人国際協力機構（以下 JICA という）は、2004年11月18日に日中双方で合意した討議議事録（以下 R/D という）に基づき、中国における市場経済化の進展に伴い制定が急務になっている改正公司法、独占禁止法および市場流通関連法令の法制定・改正支援、並びに立法関連機関および法執行機関の人材育成に係る技術協力を目的として、2004年11月から2007年11月までの3年間の協力期間で、商務部（以下 MOFCOM という）を実施機関、全人代財政経済委員会、全人代常務委員会法制工作委員会、国務院法制弁公室、国家工商行政管理総局等を関係機関として「経済法・企業法整備プロジェクト」（以下プロジェクトという）を実施している。プロジェクト開始から約1年となり、改正公司法は2005年10月に成立し2006年1月より施行されることとなったこの時期をとらえ、R/D 附属文書第V章に定められた JICA と MOFCOM による合同中間評価調査を実施することとした。</p>	
1-2 協力内容	
(1) 上位目標 中国における経済活動を担う会社主体が健全な経済秩序のもとに事業を創設、発展させる機会が提供され、公正かつ自由な競争が促進されることによって、一般消費者の利益の保護と国民経済の健全な持続的発展が実現する。	
(2) プロジェクト目標 中国における立法関連機関および法執行機関に所属する担当官の能力が向上し、日本の知見を取り入れ、国際ルールとの調和化の進展を念頭においた透明性の高い経済法・企業法制度の整備が促進される。	
(3) 成果 サブプロジェクト1：公司法の整備 [成果1] 以下の点について立法関係者が理解し、その知見が生かされた法案が起草され、成立する (1) 投資・起業促進 (2) 会社の健全な経営（会社設立の規範化及びコーポレートガバナンス） (3) 株主・債権者の合法的権益を保護する健全なメカニズム (4) 関連法（証券法、三資法、破産法、M&A 関連法、国有資産管理法等）との法的整合性 [成果2] 以下の点で会社登記制度および運用の枠組みが確立される。 (1) 日本の知見を踏まえ、改正公司法の趣旨に適合した会社登記管理条例の整備が促進される。 (2) 日本の知見を踏まえ、会社登記実務の研修教材の整備が促進される。 [成果3] 改正公司法の立法趣旨を踏まえ、紛争解決及び違反行為への対処する執行体制の整備が促進される。	

<p>サブプロジェクト 2：独占禁止法の整備</p> <p>[成果 1] 以下の点について立法関係者が理解し、その知見が生かされた法案が起草され、成立する。</p> <p>(1) 市場の支配的地位の濫用の防止 (2) 過度の経済力集中につながる企業結合の防止 (3) 価格法、不正競争防止法との調和 (4) 独占禁止法の執行体制の独立性 (5) 内資・外資の無差別的な取り扱い</p>		
<p>[成果 2] [成果 1]の立法趣旨および以下の諸点をふまえた執行体制が構築され、透明性が高く、公正かつ実効性のある運用が行われる。</p> <p>(1) 独禁法の執行機関と特定の事業分野の監督管理機関との協調 (2) 独禁法適用除外範囲の極小化 (3) 法令及びガイドラインの策定と公開</p>		
<p>サブプロジェクト 3：市場流通関連法の立法研究</p> <p>[成果] 立法関係者の市場流通関係の法規に関する知見が蓄積される。</p>		
<p>(5) 投入（評価時点）</p>		
<p>日本側：短期専門家 （研究会アドバイザー、セミナー講師） 派遣：19名 業務実施コンサルタント：2005年5月より投入 本邦研修員受入：延べ68名 セミナー開催等の現地活動費負担</p>	<p>相手国側： カウンターパート配置：訪日研修参加 延べ68名 研究会参加延べ126名 日本人専門家の執務室提供 研究会開催のための会場提供</p>	
<p>2 評価調査団の概要</p>		
<p>調査者</p>	<p>調査団員数4名 (1) 団長・総括：渡辺 雅人 / JICA 中華人民共和国事務所 次長 (2) 公司法：布井 千博 / 一橋大学大学院国際企業戦略研究科 教授 (3) 評価計画：黒田 龍二 / JICA 中華人民共和国事務所 所長助理・企画調査員 (4) 評価分析：監物 順之 / コンサルタント（中央開発株式会社）</p>	
<p>調査期間</p>	<p>2005年12月16日（金）～12月27日（火）</p>	<p>評価種類：中間評価</p>
<p>3. 評価結果の概要</p>		
<p>3-1 実績の確認</p>		
<p>(1)成果の発現度 1)公司法サブプロジェクトにおける成果の発現状況 [成果 1]の発現状況 改正公司法は、2005年10月全人代において成立し2006年1月より施行される。別添1の合同評価報告書に記述のとおり、[成果 1]に列記された四点は、プロジェクト活動（研究会、訪日研修）の中で取り上げられ、日本法の内容が紹介され、討議されている。活動参加者の日本法に対する理解は深まり、列記された四点を意識した条文が組み込まれた改正公司法が成立している。[成果 1]は達成した。 [成果 2]（会社登記制度および運用の枠組みの確立）及び [成果 3]（紛争解決及び違反行為への対処のための執行体制の整備促進）はいずれも改正公司法の成立を踏まえての適用・執行に関する課題であり、これらについてはプロジェクト後半の活動に委ねられる。 2)独占禁止法サブプロジェクト及び市場流通法サブプロジェクトにおける成果の達成状況 これらのサブプロジェクトにおいては、対象法令がまだ制定されておらず、PDM に記述された成果の検証は時期尚早である。</p>		

<p>(2)プロジェクト目標達成の見込み 成果の多くがプロジェクト後半の活動に依拠しているため現時点でのプロジェクト目標達成見込みを判断することは時期尚早である。しかしながら、成果が達成されればプロジェクト目標が達成するように計画されており、成果の達成阻害するような要因は現時点ではみあたらず、プロジェクト目標は達成される見込みが大きい。</p>
<p>3-2 評価結果の要約 中間時点での評価であり、合同評価では5項目評価のうち 妥当性及び 効率性についてのみ評価を行うことで日中双方が合意した。</p>
<p>(1) 妥当性 改革・開放を進める中国にとり、経済法・企業法の制定・改正は必要性、優先度の高い課題であるとともに、当該課題への協力は日本の対中協力方針とも整合している。WTO加盟に伴い、中国は国際社会の理解を得やすい法制度を必要とする反面、中国は社会主義市場経済という独自の経済社会発展戦略を取っており、外国の法制度を参考としつつ現在の中国の経済社会状況に合った中国独自の法制度の構築が進められている。本プロジェクトでは、研究会・セミナー開催及び訪日研修員の受入を通じて立法・審議及び法令の運用・執行にかかる中国側関係者に対し中国の草案に対する立法助言及び関連する日本の法制度等の紹介を行っており、協力のアプローチは適切であり、全体として本プロジェクト実施の妥当性は高いと言える。</p>
<p>(2)効率性（公司法サブプロジェクトについてのみ検証） 前半の活動において達成するべく計画された公司法サブプロジェクトの[成果1]は達成した。投入の量、内容は適切であり、成果の達成に有効に活用されている。中国側カウンターパートの能力が高く、また、日本側はプロジェクトの業務調整をコンサルタントに委託し、各活動の課題の明確化を図っている。学識経験者等の専門性の高い人員による派遣や日本研修を短期集中して知識移転を行うことで成果を得ている。全体として比較的少ない投入でアウトプットが得られており、効率性は高い。</p>
<p>3-3 効果発現に貢献した要因 (1) 国内支援委員の紹介等をつうじて日本の学界、実務界の第一人者を専門家として起用できたことに加えて委員自らが専門家として現地研究会の中核メンバーとして立法助言の任にあたったこと。 (2) 中国側のカウンターパートを立法作業に関係のある部門から選定したこと。 (3) 中国側の立法計画にあわせ、タイミングよく研究会を実施したこと。 (4) その時々において中国側が当面している特定課題を研究会のテーマとして選定したこと。</p>
<p>3-4 問題点及び貢献した要因 (1) 独占禁止法の立法スケジュールが想定より若干の遅れが生じたこと。但し、この遅れはプロジェクト後半において挽回できる見込みである。</p>
<p>3-5 結論 中間評価時点までのプロジェクト全体の活動は概ね計画どおり実施された。公司法サブプロジェクトは、改正公司法が2005年10月27日に成立・公布され、[成果1]は順調に発現した。公司法サブプロジェクト以外の立法支援については、別添1の合同評価報告書5.1.(3) 成果の達成状況でみたように活動の効果があらわれていることを確認できた。その他の各[成果]は、現時点で形に表れる状態での発現はまだ見られないが、計画に沿っての活動を継続することによりPDM上の[成果]を達成できると思われる。 中国側カウンターパート機関と日本側との間で良好なコミュニケーションが維持されており、活動の実施上の課題・問題について適切な対処が行われている。プロジェクトのマネジメントに特筆すべき問題はない。 公司法サブプロジェクトの適用・執行支援に関し、会社法裁判実務他及び会社法と破産法との整合性及び商業登記制度等についての支援ニーズが確認された。具体的な活動（案）の検討は、日本側協力リソースの状況を勘案しつつ進める必要があるものの、内容的には概ね当初計画の範囲内であり、現時点で軌道修正の必要はない。</p>

3-6 提言

3-6-1 プロジェクト後半の活動計画に対する提言

(1) 今回の調査において、公司法サブプロジェクトの適用・執行支援に関し、最高人民法院の裁判官を対象とする会社法裁判実務及び会社法と破産法との整合性等についての支援ニーズがあることを確認した。

これらへの対応を含め、2006年度のプロジェクト全体の活動計画については、2006年3月に開催を予定している第3回日中合同委員会までにより詳細な中国側の支援ニーズの確認を行ったうえで日本側協力リソースの状況を勘案しつつ具体的な活動(案)の検討を行うこと。

(2) 公司法サブプロジェクトでは、中国側の立法スケジュールに沿って中国側が直面した立法過程における課題をテーマとして選定し、研究会、訪日研修等の活動をタイミングよく実施したことが成果の発現に寄与した。

独占禁止法草案は、2006年4月以降に全人代常務委員会における第1回審議が行われる予定であり、早ければ2006年中に成立する見込みである。公司法同様に立法スケジュールに沿って適切なタイミングで活動を実施することが期待される。

3-6-2 PDMの改訂についての提言

プロジェクトは順調に進捗し成果を上げつつある。現時点ではPDM改訂の必要は認められないが、今後後半の活動について中国側のニーズ及び日本側の対応の可能性を精査の上必要があれば改訂すること。

3-7 教訓

公司法サブプロジェクトにおいては、1年間という短い期間でプロジェクト活動を反映した法改正が実現している。この要因としては、中国側のニーズが高かったことに加え、実施面において、中国側においては立法作業に直接関わる関係諸機関の担当者をカウンターパートに選定したこと、立法スケジュールにタイミングをあわせ、中国側が当面する特定課題をテーマとして日本における当該分野の第一人者を短期専門家として派遣しての焦点を絞った研究会を開催したことが、非常に有効であり、今後他の立法支援協力においても参考になると思われる。

調査団報告書目次

序文

略語一覧

調査評価要約表

第1章 評価調査の概要.....	1
1-1 調査団派遣の経緯と目的.....	1
1-1-1 調査団派遣の経緯.....	1
1-1-2 評価の目的.....	1
1-2 調査団の構成と調査期間.....	1
1-3 対象プロジェクトの概要.....	2
第2章 評価の方法.....	4
2-1 調査手順.....	4
2-2 調査項目.....	4
2-2-1 計画達成度.....	4
2-2-2 実施プロセス.....	4
2-2-3 評価項目ごとの分析.....	4
第3章 プロジェクトの実績.....	4
3-1 投入の実績.....	5
3-2 活動の実績.....	6
3-3 成果(アウトプット)の発現状況.....	6
3-3-1 公司法サブプロジェクトにおける成果の発現状況.....	6
3-3-2 独占禁止法サブプロジェクト及び市場流通法サブプロジェクトにおける成果の達成状況.....	6
3-4 実施プロセスにおける特記事項.....	7
3-4-1 プロジェクトのマネジメント.....	7
3-4-2 活動の実施プロセス.....	7
第4章 評価結果.....	9
4-1 総括(渡辺団長).....	9
4-2 評価5項目による分析(*).....	9
4-2-1 妥当性.....	9
4-2-2 効率性(公司法サブプロジェクトについて).....	10
4-2-3 その他の評価項目.....	11
4-2-4 自立発展性(予測).....	11

4-3	結論	11
第5章	提言と教訓	13
5-1	後半の活動計画に対する提言	13
5-2	PDMの改訂についての提言	13
5-3	教訓	13

別添資料

1. 協議議事録及び日中合同評価報告書¹
2. 経済法・企業法整備プロジェクト 中間評価調査 日程
3. 公司法サブプロジェクト/国内支援委員会委員リスト
4. 公司法サブプロジェクト/現地研究会の派遣専門家・外部招聘講師リスト

¹ 日中合同評価報告書の作成にあたり、森濱田松本法律事務所の射手矢 好雄 パートナー、弁護士(本プロジェクト国内支援委員会委員)のご好意により2005年10月27日に公布された中国の改正公司法条文の和文訳の提供をいただいた。

第1章 評価調査の概要

1-1 調査団派遣の経緯と目的

1-1-1 調査団派遣の経緯

2004年11月18日に日本と中華人民共和国（以下「中国」という）政府との間で署名された討議議事録（R/D）に基づき、中国商務部（以下「商務部」という）を主要なカウンターパートとして2004年11月18日から3年間の中国経済法・企業法整備プロジェクト（以下、「プロジェクト」という。）が開始された。

独立行政法人国際協力機構は（以下「JICA」という）技術協力を効果的に実施するために、プロジェクト管理手法としてプロジェクト・サイクル・マネジメント手法（以下、「PCM手法」という）を採用している。本報告書は、PCM手法の一環として、プロジェクト協力期間の中間時点で実施された中間評価の概要報告書である。

1-1-2 評価の目的

評価の目的は以下のとおりである。

（1）「評価5項目」によるプロジェクトの中間時点での評価を行い、プロジェクトの実績と実施プロセスを把握し、妥当性、効率性などの観点から評価し、計画達成度について検証する。評価結果を「合同評価報告書」として取りまとめる。

（2）上述（1）の結果を受け、その他懸案事項等について、必要に応じてプロジェクトの当初計画の見直し、中国側関係者と協議を行う。

1-2 調査団の構成と調査期間

評価調査はJICAが組織した日本側評価調査団と商務部が組織した中国側評価調査団とによる合同評価調査団により実施された。それぞれの調査団メンバーは以下の通りである。

（1）日本側評価調査団

担当	氏名	所属先等
総括（団長）	渡辺 雅人	JICA 中国事務所 次長
公司法	布井 千博	一橋大学大学院国際企業戦略研究科 教授
評価計画	黒田 龍二	JICA 中国事務所 所長助理・企画調査員
評価分析	監物 順之	中央開発株式会社 海外事業部 顧問
通訳	鄭 瑾	語虹舎（北京）咨询有限公司

（2）中国側評価調査団

担当	氏名	所属先等
総括（団長）	呉 振国	商務部条約法律司競争法律処 処長
副総括	王 長斌	商務部条約法律司競争法律処 処長
評価分析	解 琳	商務部条約法律司 官員

(3) 調査期間

2005年12月16日から2006年12月27日まで(12日間)

(調査工程は、別添2のとおり)

1-3 対象プロジェクトの概要

R/Dに記載された、プロジェクトの概要は以下のとおりである。

【上位目標】

中国における経済活動を担う会社主体が健全な経済秩序のもとに事業を創設、発展させる機会が提供され、公正かつ自由な競争が促進されることによって、一般消費者の利益の保護と国民経済の健全な持続的発展が実現する。

【プロジェクト目標】

中国における立法関連機関および法執行機関に所属する担当官の能力が向上し、日本の知見を取り入れ、国際ルールとの調和化の進展を念頭においた透明性の高い経済法・企業法制度の整備が促進される。

【成果】

サブプロジェクト1：公司法の整備

[成果1]以下の点について立法関係者が理解し、その知見が生かされた法案が起草され、成立する

- (1) 投資・起業促進
 - (2) 会社の健全な経営(会社設立の規範化及びコーポレートガバナンス)
 - (3) 株主・債権者の合法的権益を保護する健全なメカニズム
 - (4) 関連法(証券法、三資法、破産法、M&A関連法、国有資産管理法等)との法的整合性
- [成果2]以下の点で会社登記制度および運用の枠組みが確立される。

- (1) 日本の知見を踏まえ、改正公司法の趣旨に適合した会社登記管理条例の整備が促進される。
- (2) 日本の知見を踏まえ、会社登記実務の研修教材の整備が促進される。

[指標3]

- (1) 公司法に係る紛争解決に資する日中の代表的判例等参考資料の整備度
- (2) 活動参加者の日中の代表的判例の理解度

サブプロジェクト2：独占禁止法の整備

[成果1]以下の点について立法関係者が理解し、その知見が生かされた法案が起草され、成立する。

- (1) 市場の支配的地位の濫用の防止
- (2) 過度の経済力集中につながる企業結合の防止
- (3) 価格法、不正競争防止法との調和
- (4) 独占禁止法の執行体制の独立性
- (5) 内資・外資の無差別的な取り扱い

[成果2] [成果1]の立法趣旨および以下の諸点をふまえた執行体制が構築され、透明性が高く、公正かつ実効性のある運用が行われる。

- (1) 独禁法の執行機関と特定の事業分野の監督管理機関との協調
- (2) 独禁法適用除外範囲の極小化
- (3) 法令及びガイドラインの策定と公開

サブプロジェクト3：市場流通関連法の立法研究

[成果]

立法関係者の市場流通関係の法規に関する知見が蓄積される。

第2章 評価の方法

2-1 調査手順

日本側、中国側双方による合同評価調査団は、過去のプロジェクト記録等の資料調査及びプロジェクト関係機関、プロジェクトにおけるプロジェクト関係者への聞き取り調査等を行った。調査団は、PCMにおける評価項目の観点から評価グリッドを作成し、プロジェクトに対する分析、評価を実施し、最後にその他懸案事項等について、プロジェクトの当初計画見直しの必要性について検討した。

2-2 調査項目

2-2-1 計画達成度

R/D、及びPDMの計画に沿ってプロジェクトの投入、成果が達成された度合いを検証する。なお、成果の達成度合いについては、2005年10月に制定・公布された改正公司法以外の対象法令は現在起草中であり、今回の中間評価調査では公司法サブプロジェクトについてのみ検証する。

2-2-2 実施プロセス

プロジェクトの実施過程全般を見る視点であり、活動が計画通り行われているか、またプロジェクトのモニタリングやプロジェクト内のコミュニケーションが円滑に行われているかを検証する。

2-2-3 評価項目ごとの分析

中間時点での評価であり、合同評価では5項目評価のうち 妥当性 効率性についてのみ評価を行うことが合意された。従い合同評価報告書ではこの2項目しかふれていないが、本報告書においては他の3項目についても概観する。

(1)妥当性：

プロジェクトの目指している効果(プロジェクト目標や上位目標)が、評価を実施する時点において妥当かどうか(ターゲット・グループの選定は適切か、ターゲット・グループのニーズに合致しているか、技術移転の手法は適切か、問題や課題の解決策として適切か、相手国と日本側の政策との整合性はあるか、プロジェクトの戦略・アプローチは妥当か等)を分析する。

(2)効率性：

プロジェクトのコストと効果の関係(アウトプットの達成度合い、因果関係、投入のタイミング)に注目し、資源が有効に活用されているかを問う。

第3章 プロジェクトの実績

3-1 投入の実績

投入の実績は別添 1 の合同評価報告書の別添 1、1-1、1-2 に示す。概要は以下のとおり。R/D 及び PDM に記載された当初の投入計画及び調査時点までのおよそ 1 年間に実際に実施された投入の実績は以下の通りである。(一部 2005 年度中に実施が確定している予定を含む。)

投入項目	投入計画(R/D 及び PDM による)	投入実績(2005 年 11 月末現在。一部 2006 年 3 月末までに実施が確定している予定を含む。)
日本側の投入		
短期専門家(研究会アドバイザー、セミナー講師)	学識経験者、関係各省より年間 15 名程度(各 1 週間程度)	公司法：9 名、独禁法：6 名、市場流通関連法：4 名計 19 名
カウンターパート本邦研修	年間 10～15 名×3～5 課題程度	公司法：第 1 回(2004 年 9 月)8 名、第 2 回(2005 年 3 月)10 名、第 3 回(2006 年/1 月)10 名(予定)、延べ 28 名(予定を含む) 独禁法：第 1 回(2004 年 10 月)9 名、第 2 回(2005 年 10 月)10 名、第 3 回(2005 年 11 月)6 名、延べ 25 名 市場流通関連法：第 1 回(2005 年 8 月)10 名、第 2 回(2005 年 10 月)5 名、計 15 名 合計 68 名
コンサルタント	コンサルタント(会社法、独占禁止法、業務調整)	2005 年 5 月よりコンサルタント(株式会社日本開発サービス)が研究会開催及び訪日研修の受入等について日本側及び中国側との調整業務を実施。
その他	セミナー開催等の現地活動費	研究会開催等に必要経費(研究会会場を除く)を適切に投入した。
中国側の投入		
カウンターパートの配置	カウンターパートの配置 下記の分野におけるカウンターパート 公司法 独占禁止法 市場流通関連法	訪日研修参加延べ 68 名(内訳上記) 研究会参加延べ 126 名(内訳下記) 公司法：第 1 回(2005 年 3 月)4 名、第 2 回(2005 年 6 月)16 名、第 3 回(2005 年 9 月)22 名、第 4 回(2005 年 11 月)23 名、第 5 回(2005 年 12 月)19 名、延べ 84 名 独禁法：第 1 回(2005 年 3 月)8 名、第 2 回(2005 年 6 月)10 名、延べ 18 名 市場流通関連法：第 1 回(2005 年 3 月)19 名、第 2 回(2005 年 10 月)5 名、延べ 24 名、 合計 194 名
土地、建物及び付帯設備	1. 専門家の執務室 2. 研究会、セミナー実施場所	中国側から研究会開催のための会場が提供された。 中国側からプロジェクト専門家の執務スペースが提供された。
その他	プロジェクト運営に必要な経費	

日本人専門家及び中国側カウンターパート等の人材の投入面ならびに訪日研修員の受け入れ人数等において当初計画より多めの投入がなされているが、全体として必要な投入が適切に実施され、アウトプットの発現に有効に活用されている。

3-2 活動の実績

【公司法サブプロジェクト】

ほぼ計画どおり活動が実施されている。2005年10月には改正公司法が成立公布された。今後は適用・執行支援に活動の重点を移していくことになる。

【独禁法サブプロジェクト】

プロジェクトの当初計画では、2005年中に全人代常務委員会での第1回草案審議が行われる見込みとの想定であったが、現時点で第1回審議は2006年4月以降となる可能性が高く、立法支援にかかる活動及び投入のタイミングを見直す必要がある。

【市場流通関連法サブプロジェクト】

ほぼ計画どおり活動が実施された。今後は、中国側から出された追加的なニーズに対応するために引き続き活動を継続することが必要である。

3-3 成果(アウトプット)の発現状況

3-3-1 公司法サブプロジェクトにおける成果の発現状況

公司法サブプロジェクトにおける PDM に記載された成果の発現状況の概要は以下の通りである。(詳細は別添1の合同評価報告書の別添2、2-1、2-2参照)

[成果1]²の発現状況

改正公司法は、2005年10月全人代において成立し2006年1月より施行される。別添2に見る如く、[成果1]に列記された四点は、プロジェクト活動(研究会、訪日研修)の中で取り上げられ、日本法の内容が紹介され、討議されている。活動参加者の日本法に対する理解は深まり、列記された四点を意識した条文が組み込まれた改正公司法が成立している。[成果1]は達成した。

[成果2](会社登記制度および運用の枠組みの確立)及び [成果3](紛争解決及び違反行為への対処のための執行体制の整備促進)はいずれも改正公司法の成立を踏まえての適用・執行に関する課題であり、これらについてはプロジェクト後半の活動に委ねられる。

3-3-2 独占禁止法サブプロジェクト及び市場流通法サブプロジェクトにおける成果の達成状況

2-2-1項に述べたようにこれらのサブプロジェクトにおいては、対象法令がまだ制定されておらず、PDMに記述された成果の検証は時期尚早である。

しかしながら以下に述べるような顕著な効果があらわれており、PDM上の成果がプロジェクト終了時までには達成される可能性は高い。

中国側立法関係者が訪日研修などの活動に参加し、立法過程において直面する諸課題について理解を深めた。

² PDMに示された公司法サブプロジェクトの[成果1]は以下の通り。

以下の点について立法関係者が理解し、その知見が生かされた法案が起草され、成立する。

- (1) 投資・起業促進
- (2) 会社の健全な経営(会社設立の規範化及びコーポレートガバナンス)
- (3) 株主・債権者の合法的権益を保護する健全なメカニズム
- (4) 関連法(証券法、三資法、破産法、M&A関連法、国有資産管理法等)との法的整合性

関連法令に関する多くの資料が提供され中国語に翻訳された。
関連法令に関係のある中国側立法担当者などが日本の法律体系について理解を深めた。
中国側が直面する立法過程の課題について議論が重ねられ、有益な提言がなされた。
日中両国の法学者が関連する法律の分野での交流を深めた。

3-4 実施プロセスにおける特記事項

3-4-1 プロジェクトのマネージメント

プロジェクトは、中国側関係機関及び JICA の間で定期的に打合せを行う等、日本側と中国側カウンターパート機関が良好なコミュニケーションを図っており、プロジェクトの進捗状況の把握と問題点に対する適切な対処を実施してきた。

また、プロジェクトでは解決できない事項や新たな課題が生じた場合等については、合同委員会において議論を行う体制になっており、プロジェクトのモニタリング・システムが定着しつつあるといえる。

公司法サブプロジェクトについては、国内支援委員会（別添 3 参照）が設置されており、サブプロジェクト全体計画、専門家派遣計画、研修員受入計画等に関して専門的かつ技術的見地から助言・支援を行っている。これらの国内支援委員会からの助言・支援により中国側のニーズに対する確な投入を行うことが出来た。国内支援委員会は、日本会社法の有識者の推薦にとどまらず、委員自らが専門家として派遣され現地研究会で中核メンバーとして中国側に対する立法・助言等の活動を行い、プロジェクトにおいて重要な役割を担った。

3-4-2 活動の実施プロセス

(1) 第 1 回合同調整委員会（2005 年 5 月 25 日）において 計画打ち合せ（R/D に基づく活動実施状況と活動計画の確認）が行われた。

(2) 当初計画（前提条件、投入、活動、成果、外部条件、指標）に対する変更はなされていないが一部の活動の進捗に若干の遅れが見られる。

(3) 実施体制の変更の有無

2005 年 5 月から商務部及び中国側関係機関、日本側協力機関、JICA の間の業務調整を JDS が実施している。

主要なカウンターパートの商務部を中心に、サブプロジェクト毎に法案の改正・制定のスケジュールに合わせて参与機関からターゲット・グループを選定するとする体制には変更はない。

(4) ターゲット・グループとの関係

公司法サブプロジェクト

全人代常務委員会における草案審議の本格化に伴い、立法作業の中心が国务院法制弁公室から全人代へ移った。これに伴い、プロジェクトの実施にあたって、参与機関の主要なターゲット・グループが国务院法制弁公室から全人代関係者にシフトした。

独占禁止法サブプロジェクト

全人代における法案審議のスケジュールが未確定であり、引き続き商務部をメインのカウ

ンターパートとしつつ、全人代（常務委員会法制工作委員会、財政経済委員会）、国務院法制弁公室（工業交通商事法制司）、国家工商行政管理総局等の参与機関をターゲット・グループに含めている。

市場流通法サブプロジェクト

本サブプロジェクトは、「都市商業網点管理条例」等の行政法規及び部門規則等の市場流通に関連する日本法の包括的な紹介等の活動を行っており、引き続き商務部をメインのカウンターパートとしつつ、他法令との整合性の観点から全人代（常務委員会法制工作委員会、財政経済委員会）、国務院法制弁公室等の関係者他をターゲット・グループに含めている。

第4章 評価結果

4-1 総括（渡辺団長）

本プロジェクトは、中国における市場経済化の進展に伴い、制定が急務になっている改正公司法、独占禁止法および市場流通関連法令の法制定・改正支援、並びに立法関連機関および法執行機関の人材育成に係る技術協力を目的とするものである。

プロジェクト開始の2004年11月から約1年が経過し、その間、2005年10月27日改正公司法は全人代常務委員会において成立し、独占禁止法草案は国务院法制弁公室の審査を了し、近々全人代常務委員会の審議に上程される見込みとなっている。市場流通関連法の制定も商務部により作業が進められている。

合同評価報告書に記したとおり、公司法サブプロジェクトの立法支援は、順調に成果が発現しており、プロジェクト全体の活動は若干の遅れが見られるものの概ね計画どおり実施されている。

他方、本プロジェクトは、草案の起草、審査、審議、執行の各ステージでターゲットとなるC/Pが異なり、立法作業も必ずしも全てが計画どおりに運ぶとは限らないことから、立法スケジュールの進捗にあわせて臨機応変に日中双方の実施体制を構築しながらプロジェクトを進めていくことが求められるという難しさがある。

本プロジェクトのC/Pである中国側立法関係者の能力は高く、日本の法令等について基礎的な調査は行っていることもあり、研究会及び訪日研修等において専門家や日本側の有識者と突っ込んだ議論・意見交換が行われている。短期間の集中投入を繰り返すという実施形態であるため、中国側ニーズと日本側投入のマッチングがそれぞれの活動の成否に大きく影響するといえる。その意味において、対象法令に関係する様々な中国政府機関の担当官のニーズをよりの確にかつ効率的に把握することにより、日本側からの助言・アドバイスの質をさらに高めることができよう。

今回、日中合同の中間評価の実施をつうじて中国側及び日本側関係者が本プロジェクトの意義を再確認できたことは本プロジェクトの今後にとって大きい成果であったと言える。

4-2 評価5項目による分析(*)

(*)別添1の合同評価報告書の別添3評価グリッド参照)

中間時点での評価であり、合同評価では5項目評価のうち妥当性及び効率性(公司法サブプロジェクトについて)のみの評価を行うことが合意された。

4-2-1 妥当性

改革・開放を進める中国にとり、経済法・企業法の制定・改正は必要性、優先度の高い課題であるとともに、当該課題への協力は日本の対中協力方針とも整合している。WTO加盟に伴い、中国は国際社会の理解を得やすい法制度を必要とする反面、中国は社会主義市場経済という独自の経済社会発展戦略を取っており、外国の法制度を参考としつつ現在の中国の経済社会状況に合った中国独自の法制度の構築が進められている。本プロジェクトで

は、研究会・セミナー開催及び訪日研修員の受入を通じて立法・審議及び法令の運用・執行にかかる中国側関係者に対し中国の草案に対する立法助言及び関連する日本の法制度等の紹介を行っており、協力のアプローチは適切であり、全体として本プロジェクト実施の妥当性は高いと言える。

4-2-2 効率性（公司法サブプロジェクトについて）

(1) 成果の達成度

調査時点においては、別添 1 の合同評価報告書 3.3「成果(アウトプット)の達成状況」で見たように、公司法サブプロジェクトでは「成果 1」は既に発現している。

その他の成果についてはプロジェクト後半の活動によりに発現することが計画されている。

(2) プロジェクト活動とアウトプットの関係

上述 3-3-1 に関し、改正公司法は、2005 年 10 月全人代において成立し 2006 年 1 月より施行される。別添 1 の合同評価報告書の別添 2-2「中国公司法新旧条文対照表」に見るように、

投資・起業促進

会社の健全な経営（会社設立の規範化及びコーポレートガバナンス）

株主・債権者の合法的権益を保護する健全なメカニズム

関連法（証券法、三資法、破産法、M&A 関連法、国有資産管理法等）との法的整合性の諸点は、プロジェクト活動（研究会、訪日研修）の中で取り上げられ、日本法の内容が紹介され、討議されている。活動参加者の日本法に対する理解は深まり、改正公司法には、上記四点を意識した条文が組み込まれている。また、研究会等で取り上げられた課題の討議内容は今後の法執行における運用面、さらには将来再改正の必要が生じた場合の参考になると思われる。

(3) 投入とアウトプットとの関係

日本人専門家は日本における学界、実務界の第一人者からなり、中国側カウンターパートは立法担当者及び中国国内の有識者から構成されている。適切な規模及び内容の投入がなされ、アウトプット産出のために有効に活用された。

(4) 投入のタイミング

立法作業スケジュール等の関係から一部の投入に若干の遅れが見られるが、プロジェクト目標の達成に大きく影響するものではない。投入は全体として適切なタイミングで実施されアウトプットの産出に効果的、効率的に貢献している。

特に公司法サブプロジェクトにおいて、全人代における法案審議過程にあわせて適切なタイミングで活動できるように投入時期が柔軟に対応されたことは、アウトプットの発現に効果的、効率的に貢献している。

(5) コストパフォーマンス

中国側カウンターパートの能力が高く、また、日本側はプロジェクトの業務調整をコンサルタントに委託し、さらに各活動の課題の明確化を図っている。学識経験者等の専門性の高い人員による派遣や日本研修を短期集中して知識移転を行うことで成果を得ている。全体として比較的少ない投入でアウトプットが得られている。

以上全体として、本プロジェクト実施の効率性は高い。

4-2-3 その他の評価項目

4-2 項冒頭に述べた様に、今回の合同評価調査においては評価五項目のうち、プロジェクト実施の妥当性及び初年度に重点的に活動が実施され、成果が発現している公司法サブプロジェクトについての効率性に重点をおいた限定的調査が実施された。従い、他の評価項目については評価グリッドは作成されていないが、調査の過程における関係者ヒアリング等から他の評価項目についても検討を行った概観結果は以下の通りである。

(1) 有効性(予測)

本プロジェクトの成果(アウトプット)の発現の大部分は後半の活動により発現するものであり、現時点で有効性の判断をすることは時期尚早であるが、プロジェクト記録や関係者のインタビューから有効性を阻害するような問題点は特に見いだせなかった。成果が全て達成するならばプロジェクト目標は達成すると見られ有効性は確保されると思われる。

(2) インパクト(予測)

本プロジェクトにおいては、日中間の経済法・企業法学者間の交流拡大といったプラスのインパクトが出始めている。

その他、プロジェクト終了後も本プロジェクトに参加した中国側の立法関連機関および法執行機関に所属する担当官が能力を一層向上させ、国際ルールとの調和化の進展を念頭においた透明性の高い経済法・企業法制度の整備の促進に寄与することが期待される。

なお、マイナスのインパクトは現時点では予測されない。

4-2-4 自立発展性(予測)

中国は、2010年を目途に社会主義市場経済における法システムの構築を国家目標として掲げており、全人代の立法計画に基づき法律の立法・改正作業を継続するとともに、既に成立した法律についても今後改正作業等を行うことが見込まれる。

本サブプロジェクトの実施の際に検出された課題、問題点等についての議論・研究は、今後、さらなる改正の必要が生じた際にも中国側担当者の実務に反映され、活かされていく可能性が高い。

プロジェクト終了後、高い自立発展性が維持される可能性が見られる。

4-3 結論

中間評価時点までのプロジェクト全体の活動は概ね計画どおり実施された。公司法サブプロジェクトは、改正公司法が2005年10月27日に成立・公布され、[成果1]は順調に発現した。公司法サブプロジェクト以外の立法支援については、上述の4-2-2(2)「プロジェクト活動とアウトプットの関係」でみたように活動の効果があらわれていることを確認できた。PDM上のその他の各[成果]は、現時点で形に表れる状態での発現はまだ見られないが、計画に沿っての活動を継続することによりPDM上の[成果]を達成し[プロジェクト目標]が達成されると思われる。

中国側カウンターパート機関と日本側との間で良好なコミュニケーションが維持されており、活動の実施上の課題・問題について適切な対処が行われている。プロジェクトのマ

ネージメントに特筆すべき問題はない。

公司法サブプロジェクトの適用・執行支援に関し、会社法裁判実務他及び会社法と破産法との整合性及び商業登記制度等についての支援ニーズが確認された。具体的な活動（案）の検討は、日本側協カリソースの状況を勘案しつつ進める必要があるものの、内容的には概ね当初計画の範囲内であり、現時点で軌道修正の必要は認められない。

第5章 提言と教訓

5-1 後半の活動計画に対する提言

(1) 今回の調査において、公司法サブプロジェクトの適用・執行支援に関し、最高人民法院の裁判官を対象とする会社法裁判実務及び会社法と破産法との整合性等についての支援ニーズがあることを確認した。

これらへの対応を含め、2006年度のプロジェクト全体の活動計画については、2006年3月に開催を予定している第3回日中合同委員会までにより詳細な中国側の支援ニーズの確認を行ったうえで日本側協力リソースの状況を勘案しつつ具体的な活動(案)の検討を行うこと。

(2) 公司法サブプロジェクトでは、中国側の立法スケジュールに沿って中国側が直面した立法過程における課題をテーマとして選定し、研究会、訪日研修等の活動をタイミングよく実施したことが成果の発現に寄与した。

独占禁止法草案は、2006年4月以降に全人代常務委員会における第1回審議が行われる予定であり、早ければ2006年中に成立する見込みである。公司法同様に立法スケジュールに沿って適切なタイミングで活動を実施することが期待される。

5-2 PDMの改訂についての提言

プロジェクトは順調に進捗し成果を上げつつある。現時点ではPDM改訂の必要は認められないが、今後後半の活動について中国側のニーズ及び日本側の対応の可能性を精査の上必要があれば改訂すること。

なお、現行PDMは上位目標、プロジェクト目標及び成果を達成するための外部条件がそれぞれ一段上の行に書かれている。終了時評価に際してはそれぞれ一段下の行に移して解釈すべきである。

5-3 教訓

中国政府は、市場経済化の進展に伴い関連する法令の制定を急ピッチで進めており、大改正になることが予想されていた改正公司法は、全人代常務委員会における審議を約1年終了した。公司法の立法作業を担当する中国側機関は、国务院法制弁公室(起草・審査)から全人代常務委員会法制工作委员会(審議)へと移行した。こうした中で以下は、公司法サブプロジェクト立法支援の成果発現に貢献した。

中国側は、立法作業に直接従事する関係者がプロジェクトに参加できるよう立法スケジュールの進捗に応じて中国側の実施体制を柔軟に調整しながらプロジェクト活動を進めた。

また、立法スケジュールにタイミングをあわせ、中国側が当面する特定課題をテーマとして、日本における当該分野の第一人者を短期専門家として派遣しての焦点を絞った研究会を開催した。

以上

別添資料

1. 協議議事録及び日中合同評価報告書
2. 経済法・企業法整備プロジェクト中間評価調査日程
3. 公司法サブプロジェクト／国内支援委員会委員リスト
4. 公司法サブプロジェクト／現地研究会の派遣専門家・外部招聘講師リスト

中国経済法・企業法整備プロジェクト
第2回合同調整委員会協議議事録

中国経済法・企業法整備プロジェクト（以下、「プロジェクト」という。）に関し、2004年11月18日に日中双方で合意した討議議事録（R/D）に基づき、プロジェクトの活動実施状況の確認を行うため、2005年12月26日に北京において第2回合同調整委員会を開催した。

合同調整委員会において、日中合同評価調査団より中間評価報告を受け、プロジェクト実施上の課題、プロジェクト戦略の見直しの必要性等について一連の協議を行った。

協議の結果、附属文書に記載する内容を確認し合意した。

当協議議事録は、等しく正文である日本語及び中国語による本書各2通を作成した。

2005年12月26日 北京にて

渡辺雅人

独立行政法人国際協力機構
中華人民共和国事務所
副所長 渡辺 雅人

呂振岡 代

中華人民共和國
商務部条約法律司 司長

附属文書

商務部条約法律司長の主催により、中国経済法・企業法整備プロジェクトの第2回合同調整委員会が2005年12月23日、北京において開催された。
協議内容は、下記のとおり。

記

1. 日中合同評価調査団による中間評価報告（別添）

日中合同評価調査団より、別添に基づき、中間評価の結果が合同調整委員会に報告され、合同調整委員会はこれを承認した。

2. 2006年度のプロジェクトの活動計画

今回の調査において、公司法サブプロジェクトの適用・執行支援に関し、最高人民法院の裁判官を対象とする会社法裁判実務及び会社法と破産法との整合性等についての支援ニーズがあることを確認した。なお、商業登記制度に関する支援については、国家工商行政管理総局に詳細な支援ニーズを確認することができなかった。

これらへの対応を含め、2006年度のプロジェクト全体の活動計画については、2006年3月に開催を予定している第3回日中合同委員会までにより詳細な中国側の支援ニーズの確認を行ったうえで日本側協力リソースの状況を勘案しつつ具体的な活動（案）の検討を行うことを日中双方が確認した。

以上

別添 合同評価調査報告書（中間評価）

中国経済法・企業法整備プロジェクト
合同評価報告書
(中間評価)

渡辺雅人

日本側中間評価調査団長
渡辺 雅人

吳振国

中国側中間評価調査団長
吳 振 国

1. 序文

2004年11月18日に日本と中華人民共和国政府との間で署名された討議議事録(R/D)に基づき、2004年11月18日から3年間の中国経済法・企業法整備プロジェクト(以下、「プロジェクト」という。)が開始された。

上記R/Dによれば、プロジェクトの目標は以下のとおりである。

【プロジェクト目標】

中国における立法関連機関および法執行機関に所属する担当官の能力が向上し、日本の知見を取り入れ、国際ルールとの調和化の進展を念頭においた透明性の高い経済法・企業法制度の整備が促進される。

【上位目標】

中国における経済活動を担う会社主体が健全な経済秩序のもとに事業を創設、発展させる機会が提供され、公正かつ自由な競争が促進されることによって、一般消費者の利益の保護と国民経済の健全な持続的発展が実現する。

独立行政法人国際協力機構は、技術協力を効果的に実施するために、プロジェクト管理手法としてPCM(プロジェクト・サイクル・マネージメント)手法を採用している。本報告書は、PCM手法の一環として、プロジェクト協力期間の中間時点で実施された中間評価の概要報告書である。

2. 評価の目的

評価の目的は以下のとおりである。

(1) 「評価5項目」によるプロジェクトの中間時点での評価を行い、プロジェクトの実績と実施プロセスを把握し、妥当性、効率性などの観点から評価し、計画達成度について検証する。評価結果を「合同評価報告書」として取りまとめる。

(2) 上述(1)の結果を受け、その他懸案事項等について、必要に応じてプロジェクトの当初計画の見直し、中国側関係者と協議を行う。

3. 合同評価チームメンバー

3.1 日本側評価メンバー

担当	氏名	所属先等
総括(団長)	渡辺 雅人	JICA 中国事務所 次長
公司法	布井 千博	一橋大学大学院国際企業戦略研究科 教授
評価計画	黒田 龍二	JICA 中国事務所 所長助理・企画調査員
評価分析	監物 順之	中央開発株式会社 海外事業部 顧問
通訳	鄭 瑾	語虹舎(北京) 咨詢有限公司

3.2 中国側評価メンバー

担当	氏名	所属先等
総括（団長）	呉 振 国	商務部条約法律司競争法律処 処長
副総括	王 長 斌	商務部条約法律司競争法律処 処長
評価分析	解 琳	商務部条約法律司 官員

4. 評価方法

4.1 調査手順

日本側、中国側双方による合同評価調査団は、過去のプロジェクト記録等の資料調査及びプロジェクト関係機関、プロジェクトにおけるプロジェクト関係者への聞き取り調査等を行った。調査団は、PCMにおける評価項目の観点から評価グリッドを作成し、プロジェクトに対する分析、評価を実施し、最後にその他懸案事項等について、プロジェクトの当初計画見直しの必要性について検討した。

4.2 調査項目

4.2.1 計画達成度

R/D、及びPDMの計画に沿ってプロジェクトの投入、成果が達成された度合いを検証する。なお、成果の達成度合いについては、2005年10月に制定・公布された改正公司法以外の対象法令は現在起草中であり、今回の中間評価調査では公司法サブプロジェクトについてのみ検証する。

4.2.2 実施プロセス

プロジェクトの実施過程全般を見る視点であり、活動が計画通り行われているか、またプロジェクトのモニタリングやプロジェクト内のコミュニケーションが円滑に行われているかを検証する。

4.2.3 評価項目ごとの分析

(1) 妥当性：

プロジェクトの目指している効果(プロジェクト目標や上位目標)が、評価を実施する時点において妥当かどうか(ターゲット・グループの選定は適切か、ターゲット・グループのニーズに合致しているか、技術移転の手法は適切か、問題や課題の解決策として適切か、相手国と日本側の政策との整合性はあるか、プロジェクトの戦略・アプローチは妥当か等)を分析する。

(2) 効率性：

プロジェクトのコストと効果の関係(アウトプットの達成度合い、因果関係、投入のタ

イミング)に注目し、資源が有効に活用されているかを問う。

5. 評価結果

5.1 プロジェクトの実績

(1) 投入実績

投入の実績は別添1(及び1-1、1-2)に示す。概要は以下のとおり。
R/D及びPDMに記載された当初の投入計画及び調査時点までのおよそ1年間に実際に実施された投入の実績は以下の通りである。(一部2005年度中に実施が確定している予定を含む。)

投入項目	投入計画(R/D及びPDMによる)	投入実績(2005年11月末現在。一部2006年3月末までに実施が確定している予定を含む。)
日本側の投入		
短期専門家(研究会アドバイザー、セミナー講師)	学識経験者、関係各省より年間15名程度(各1週間程度)	公司法:9名、独禁法:6名、市場流通関連法:4名 計19名
カウンターパート本邦研修	年間10~15名×3~5課題程度	公司法:第1回(2004年9月)8名、第2回(2005年3月)10名、第3回(2006年/1月)10名(予定)、延べ28名(予定を含む) 独禁法:第1回(2004年10月)9名、第2回(2005年10月)10名、第3回(2005年11月)6名、延べ25名 市場流通関連法:第1回(2005年8月)10名、第2回(2005年10月)5名、計15名 合計68名
コンサルタント	コンサルタント(会社法、独占禁止法、業務調整)	2005年5月よりコンサルタント(株式会社日本開発サービス)が研究会開催及び訪日研修の受入等について日本側及び中国側との調整業務を実施。
その他	セミナー開催等の現地活動費	研究会開催等に必要経費(研究会会場を除く)を適切に投入した。
中国側の投入		
カウンターパートの配置	カウンターパートの配置 下記の分野におけるカウンターパート ①公司法 ②独占禁止法 ③市場流通関連法	訪日研修参加延べ68名(内訳上記) 研究会参加延べ126名(内訳下記) 公司法:第1回(2005年3月)4名、第2回(2005年6月)16名、第3回(2005年9月)22名、第4回(2005年11月)23名、第5回(2005年12月)19名、延べ84名 独禁法:第1回(2005年3月)8名、第2回(2005年6月)10名、延べ18名 市場流通関連法:第1回(2005年3月)19名、第2回(2005年10月)5名、延べ24名、 合計194名
土地、建物及び付帯設備	1. 専門家の執務室 2. 研究会、セミナー実施場所	中国側から研究会開催のための会場が提供された。 中国側からプロジェクト専門家の執務スペースが提供された。
その他	プロジェクト運営に必要な経費	

日本人専門家及び中方カウンターパート等の人材の投入面ならびに訪日研修員の受け入れ人数等において当初計画より多めの投入がなされているが、全体として必要な投入が適切に実施され、アウトプットの発現に有効に活用されている。

(2) 活動実績

【公司法サブプロジェクト】

ほぼ計画どおり活動が実施されている。2005年10月には改正公司法が成立・公布された。今後は適用・執行支援に活動の重点を移していくことになる。

【独禁法サブプロジェクト】

プロジェクトの当初計画では、2005年中に全人代常務委員会での第1回草案審議が行われる見込みとの想定であったが、現時点で第1回審議は2006年4月以降となる可能性が高く、立法支援にかかる活動及び投入のタイミングを見直す必要がある。

【市場流通関連法サブプロジェクト】

当初計画で予定されていた活動はほぼ計画どおり実施された。中国側は、日本の市場流通関連法に関する紹介等の活動を継続することを希望している。より詳細な中国側の支援ニーズの確認を行ったうえで、来年度の活動計画（案）について検討を行う必要がある。

(3) 成果の達成状況

1) 公司法サブプロジェクトにおける成果の達成状況

公司法サブプロジェクトにおけるPDMに記載された成果の達成状況の概要は以下の通りである。（詳細は別添2及び2-1、2-2参照）

① [成果1]¹の達成状況

改正公司法は、2005年10月全人代において成立し2006年1月より施行される。別添2に見る如く、[成果1]に列記された4項目は、プロジェクト活動（研究会、訪日研修）の中で取り上げられ、日本法の内容が紹介され、討議されている。活動参加者の日本法に対する理解は深まり、前述の4項目を意識した条文が組み込まれた改正公司法が成立している。[成果1]は達成した。

② [成果2]（会社登記制度および運用の枠組みの確立）及び [成果3]（紛争解決及び違反行為への対処のための執行体制の整備促進）はいずれも改正公司法の成立を踏まえての適用・執行に関する課題であり、これらについてはプロジェクト後半の活動に委ねられる。

2) 独占禁止法サブプロジェクト及び市場流通法サブプロジェクトにおける成果の達成状況

4.2.1項に述べたように公司法以外のサブプロジェクトにおいては、対象法令がまだ制定されておらず、PDMに記述された成果の検証は時期尚早である。しかしながら、中国側関

¹ PDMに示された公司法サブプロジェクトの[成果1]は以下の通り。

「以下の点について立法関係者が理解し、その知見が生かされた法案が起草され、成立する。

- (1) 投資・起業促進
- (2) 会社の健全な経営（会社設立の規範化及びコーポレートガバナンス）
- (3) 株主・債権者の合法的権益を保護する健全なメカニズム
- (4) 関連法（証券法、三資法、破産法、M&A関連法、国有資産管理法等）との法的整合性」

係者に対するヒアリングにより以下に述べるような効果があらわれていることを確認しており、PDM上の成果がプロジェクト終了時までには達成される可能性は高い。

- ① 中国側立法関係者は、訪日研修などの活動に参加し、立法過程において中国側が直面する諸課題について理解を深めた。
- ② 多くの日本の関連法令に関する資料が中国語に翻訳されたうえで中国側に提供され、中国側での立法作業の参考とされた。
- ③ 中国側立法担当者は、日本の関連法令の法体系等について理解を深めた。
- ④ 中国側が直面する立法過程の課題について日中双方の間で議論が重ねられ、有益な提言がなされた。
- ⑤ 日中両国の法学者が関連する法律の分野での交流を深めた。

5.2 実施プロセス

5.2.1 プロジェクトのマネージメント

プロジェクトは、中国側関係機関及び日本側の JICA 及びプロジェクト業務の調整業務を委託されている株式会社日本開発サービス（以下、「JDS」という。）の間で定期的に打合せを行う等、日本側と中国側カウンターパート機関が良好なコミュニケーションを図っており、プロジェクトの進捗状況の把握と問題点に対する適切な対処を実施してきた。

また、プロジェクトでは解決できない事項や新たな課題が生じた場合等については、合同委員会において議論を行う体制になっており、プロジェクトのモニタリング・システムが定着しつつあるといえる。

5.2.2 活動の実施プロセス

(1) 第1回合同調整委員会（2005年5月25日）において計画打ち合せ（R/Dに基づく活動実施状況と活動計画の確認）が行われた。

(2) 当初計画（前提条件、投入、活動、成果、外部条件、指標）に対する変更はなされていないが一部の活動の進捗に若干の遅れが見られる。

(3) 実施体制の変更の有無

2005年5月から商務部及び中国側関係機関、日本側協力機関、JICAの間の業務調整を JDS が実施している。

主要なカウンターパートである商務部を中心に、サブプロジェクト毎に法案の改正・制定のスケジュールに合わせて参与機関からターゲット・グループを選定するとする体制には変更はない。

(4) ターゲット・グループとの関係

① 公司法サブプロジェクト

全人代常務委員会における草案審議の本格化に伴い、立法作業の中心が国务院法制弁公

室から全人代へ移った。これに伴い、プロジェクトの実施にあたって、参与機関の主要なターゲット・グループが国务院法制弁公室から全人代関係者にシフトした。

② 独占禁止法サブプロジェクト

全人代における法案審議のスケジュールが未確定であり、引き続き商務部をメインのカウンターパートとしつつ、全人代（常務委員会法制工作委员会、財政経済委員会）、国务院法制弁公室（工業交通商事法制司）、国家工商行政管理総局等の参与機関をターゲット・グループに含めている。

③ 市場流通法サブプロジェクト

本サブプロジェクトは、「都市商業網点管理条例」等の行政法規及び部門規則等の市場流通に関連する日本法の包括的な紹介等の活動を行っており、引き続き商務部をメインのカウンターパートとしつつ、他法令との整合性の観点から全人代（常務委員会法制工作委员会、財務経済委員会）、国务院法制弁公室等の関係者他をターゲット・グループに含めている。

5.3 評価5項目による評価結果（*詳細 別添3「評価グリッド」）

5.3.1 妥当性

改革・開放を進める中国にとり、経済法・企業法の制定・改正は必要性、優先度の高い課題であるとともに、当該課題への協力は日本の対中協力方針とも整合している。WTO加盟に伴い、中国は国際社会の理解を得やすい法制度を必要とする反面、中国は社会主義市場経済という独自の経済社会発展戦略を取っており、外国の法制度を参考としつつ現在の中国の経済社会状況に合った中国独自の法制度の構築が進められている。本プロジェクトでは、研究会・セミナー開催及び訪日研修員の受入を通じて立法・審議及び法令の運用・執行にかかる中国側関係者に対し中国の草案に対する立法助言及び関連する日本の法制度等の紹介を行っており、協力のアプローチは適切であり、全体として本プロジェクト実施の妥当性は高いと言える。

5.3.2 効率性（公司法サブプロジェクトについて）

(1) 成果の達成度

調査時点においては、5.1.(3) 成果の達成状況で見たように、公司法サブプロジェクトでは「成果1」のみが達成している状況である。

その他の成果についてはプロジェクト後半に発現するものと見られる。

(2) プロジェクト活動とアウトプットの関係

上述 5.3.2.(1) に関し、改正公司法は、2005年10月27日、全人代常務委員会において成立、即日公布された。同法は、2006年1月1日より施行される。別添資料2-2「中国公司法新旧条文対照表」に見るように、以下の4項目に関連するテーマが研究会、訪日研修等のプロジェクト活動の中で取り上げられ、日本の会社法等の内容が紹介され、討議され

た。

- ①投資・起業促進
 - ②会社の健全な経営（会社設立の規範化及びコーポレートガバナンス）
 - ③株主・債権者の合法的權益を保護する健全なメカニズム
 - ④関連法（証券法、三資法、破産法、M&A 関連法、国有資産管理法等）との法的整合性
- 活動参加者の日本法に対する理解は深まり、改正公司法には、前述の 4 項目を意識した条文が組み込まれている。また、研究会等で取り上げられた課題の討議内容は今後の法執行における運用面、さらには将来再改正の必要が生じた場合の参考とされることが期待される。

(3)投入とアウトプットとの関係

日本人専門家は日本における学界、実務界の第一人者からなり、中国側カウンターパートは立法担当者及び中国国内の有識者から構成されている。適切な規模及び内容の投入がなされ、アウトプット産出のために有効に活用された。

(4)投入のタイミング

立法作業スケジュール等の関係から一部の投入に若干の遅れが見られるが、プロジェクト目標の達成に大きく影響するものではない。投入は全体として適切なタイミングで実施されアウトプットの産出に効果的、効率的に貢献している。

特に公司法サブプロジェクトにおいて、全人代常務委員会における法案審議スケジュールに沿って適切なタイミングで活動できるように投入時期が柔軟に対応されたことは、アウトプットの発現に効果的、効率的に貢献している。

(5)コストパフォーマンス

中国側カウンターパートの能力が高く、また、日本側はプロジェクトの業務調整にコンサルティングを活用し、さらに各活動の課題の明確化を図っている。学識経験者等の専門性の高い人員による派遣や日本研修を短期集中して知識移転を行うことで成果を得ている。全体として比較的少ない投入でアウトプットが得られている。本プロジェクト実施の効率性は高い。

6. 結論

中間評価時点までのプロジェクト全体の活動は概ね計画どおり実施された。

公司法サブプロジェクトは、改正公司法が 2005 年 10 月 27 日に成立・公布され、[成果 1]は順調に発現した。公司法サブプロジェクト以外の立法支援については、5.1.(3) 成果の達成状況でみたように活動の効果があらわれていることを確認できた。その他の各[成果]は、現時点で形に表れる状態での発現はまだ見られないが、計画に沿っての活動を継続す

ることにより PDM 上の[成果]を達成できると思われる。

中国側カウンターパート機関と日本側との間で良好なコミュニケーションが維持されており、活動の実施上の課題・問題について適切な対処が行われている。プロジェクトのマネージメントに特筆すべき問題はない。

公司法サブプロジェクトの適用・執行支援に関し、会社法裁判実務他及び会社法と破産法との整合性及び商業登記制度等についての支援ニーズが確認された。具体的な活動（案）の検討は、日本側協力リソースの状況を勘案しつつ進める必要があるものの、内容的には概ね当初計画の範囲内であり、現時点で軌道修正の必要はない。

7. 提言

(1)今回の調査において、公司法サブプロジェクトの適用・執行支援に関し、最高人民法院の裁判官を対象とする会社法裁判実務及び会社法と破産法との整合性等についての支援ニーズがあることを確認した。

これらへの対応を含め、2006年度のプロジェクト全体の活動計画については、2006年3月に開催を予定している第3回日中合同委員会までにより詳細な中国側の支援ニーズの確認を行ったうえで日本側協力リソースの状況を勘案しつつ具体的な活動（案）の検討を行うこと。

(2)公司法サブプロジェクトでは、中国側の立法スケジュールに沿って中国側が直面した立法過程における課題をテーマとして選定し、研究会、訪日研修等の活動をタイミングよく実施したが成果の発現に寄与した。

独占禁止法草案は、2006年4月以降に全人代常務委員会における第1回審議が行われる予定であり、早ければ2006年中に成立する見込みである。公司法同様に立法スケジュールに沿って適切なタイミングで活動を実施することが期待される。

以上

別添

- 1 達成度グリッド1（投入実績・活動）
 - 1-1 活動(PDM)/投入実績比較表（概要版）
 - 1-2 投入計画/実績比較表
 - 1-3 C/P 配置一覧表
- 2 達成度グリッド2（成果）
 - 2-1 公司法主要改正点
 - 2-2 中国公司法新旧条文対照表
 - 2-3 公司法立法経緯及び主な改正点
- 3 評価グリッド

達成度グリップ1 (投入実績・活動) *公司法サブプロジェクト以外は、投入実績のみ

分野	活動	情報源	指標(期待される結果)	実績
サブプロジェクト1: 公司法の改正				
[活動1]	(1) 公司法の改正に資する日本法の立法から執行に至る包括的な紹介	研究会報告書、訪日研修資料等	研究会、訪日研修等の助言・提言等	(別添1-1)「活動(PDM)/投入実績比較表(概要版)」
	(2) 公司法及び周辺法に関する日中の法規および施行規則の検討と相互理解の促進、理論的理解の向上と、周辺法との整合性を図るためのアドバイス及び提言(周辺法の対象は証券法、破産法、三資法、国有資産管理法、M & A 関連法)	"	"	"
	(3) 公司法の立法審議にかかる特定課題検討	"	"	"
サブプロジェクト2: 独占禁止法の立法				
[活動1]	(1) 独占禁止法の立法に資する日本法の立法から執行に至る包括的な紹介	研究会報告書、訪日研修資料等	研究会、訪日研修等の助言・提言等	(別添1-1)「活動(PDM)/投入実績比較表(概要版)」
	(2) 独占禁止法の理論的理解の向上と周辺法との整合性を図るためのアドバイス及び提言(不正競争防止法、価格法、国有資産管理法、M & A 関連法)	"	"	"
	(3) 独占禁止法最終草案を取りまとめる行政官の個別課題研修	"	"	"
	(4) 独占禁止法立法審議にかかる特定課題の検討	"	"	"
[活動2]	(1) 独占禁止法に関する日本法および施行規則(ガイドライン)、代表的な審判・審決例の紹介	"	"	"
サブプロジェクト3: 市場流通関連法の共同研究				
[活動]	市場流通に関連する日本法の包括的な紹介。	研究会報告書、訪日研修資料等	研究会、訪日研修等の助言等	(別添1-1)「活動(PDM)/投入実績比較表(概要版)」

Handwritten signature or mark.

活動(PDM)/投入実績比較表 (概要版)

【活動】	【日本側投入】	【中国側投入】	
<p>サブプロジェクト1: 公司法の改正</p> <p>【活動1】</p> <p>(1) 公司法の改正に資する日本法の立法から執行に至る包括的な紹介</p> <p>(2) 公司法及び周辺法に関する日中の法規および施行規則の検討と相互理解の促進、理論的理解の向上と、周辺法との整合性を図るためのアドバイス及び提言 (周辺法の対象は証券法、破産法、三資法、国有資産管理法、M & A 関連法)</p> <p>(3) 公司法の立法審議にかかる特定課題検討</p>	<p>詳細は、別紙のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回訪日研修「公司法(立法)研修」(2004年9月10日～18日) 研修員7名 ・ 第1回立法研究会(2005年3月1日～3月2日) 派遣専門家1名 ・ 第2回本邦研修「立法審議研修」(2005年3月27日～4月9日) 研修員10名 ・ 第2回立法研究会(2005年7月18日) 派遣専門家2名 ・ 第3回立法研究会(2005年9月2日) 派遣専門家2名 ・ 第4回立法研究会(11月1日、2日、3日) 派遣専門家2名 	<p>詳細は、別紙のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修員8名 ・ C/P4名 ・ 研修員10名 ・ C/P13名 ・ C/P22名 ・ C/P23名 	

<p>[活動 2] (1) 会社登記条例の施行機関の実態調査と分析 (2) 日本の商業登記関連法および研修資料の紹介 (3) 商業登記実施方法に関する課題の特定と提言</p>	<p>・ 第 5 回立法研究会 (12 月 19 日) 派遣専門家 2 名 (予定) ・ 第 3 回本邦研修「公司法 (立法審議)」(2006 年 1 月 15 日～1 月 21 日) 研修員 10 名 (予定)</p>	<p>・ C/P19 名 (予定) ・ 研修員 10 名 (予定)</p>	
<p>[活動 3] (1) 日中の代表的な会社判例の紹介と分析 (2) 中国における公司法の適用に係る紛争の解決に関する課題の分析と提言</p>	<p>【日本側投入】 詳細は、別紙のとおり ・ 第 1 回本邦研修「独占禁止法整備支援研修」(2004 年 10 月 11 日～11 月 6 日) 研修員 9 名 ・ 第 1 回立法研究会 (2005 年 3 月 22 日、24 日) 派遣専門家 2 名</p>	<p>【中国側投入】 詳細は、別紙のとおり ・ 研修員 9 名 ・ C/P 8 名</p>	
<p>【活動 1】 サブプロジェクト 2：独占禁止法の立法 (1) 独占禁止法の立法に資する日本法の立法から執行に至る包括的な紹介 (2) 独占禁止法の理論的理解の向上と周辺法との整合性を図るためのアドバイス及び提言 (不正競争防止法、価格法、国有資産管理法、M & A 関連法) (3) 独占禁止法最終草案を取りまとめる行政官の個別課題研修 (4) 独占禁止法立法審議にかかる特定課題の検討</p>			

<p>[活動 2] (1) 独占禁止法に関する日本法および施行規則（ガイドライン）、代表的な審判・審決例の紹介 (2) 独占禁止法の施行機関の組織構築への提言 (3) 独占禁止法の執行に係る課題の特定と提言</p> <p>サブプロジェクト 3：市場流通関連法の共同研究</p>	<p>・第 2 回立法研究会（2005 年 6 月）派遣専門家 4 名</p> <p>・第 2 回訪日研修「独占禁止法立法」（2005 年 10 月 10 日～11 月 5 日）研修員 10 名</p> <p>・第 3 回訪日研修「独占禁止法（個別課題）」（2005 年 11 月 27 日～12 月 3 日）研修員 6 名</p>	<p>・ C/P16 名</p> <p>・ 研修員 10 名</p> <p>・ 研修員 6 名</p>	
<p>詳細は、別紙のとおり</p>	<p>・第 1 回立法研究会（2005 年 3 月 16 日、17 日）派遣専門家 2 名</p> <p>・第 1 回訪日研修「市場流通法（立法／フランチャイズ）」（2005 年 8 月 3 日～8 月 13 日）研修員 10 名</p> <p>・第 1 回訪日研修「市場流通法</p>	<p>・ C/P19 名</p> <p>・ 研修員 10 名</p> <p>・ 研修員 5 名</p>	
<p>[活動] 市場流通に関連する日本法の包括的な紹介。</p>			

	<p>(立法/大規模小売店舗)J (2005年10月23日~10月29日) 研修員 5名</p> <p>・第2回立法研究会 (2005年12月9日) 派遣専門家2名(予定)</p>	<p>・ C/P19名</p>	
--	--	-----------------	--

②

V/R

投入計画／実績比較表

1. 公司法サブプロジェクト

活動	Year 1				Year 2				Year 3			
	FSY04	FSY05	FSY06	FSY07	FSY04	FSY05	FSY06	FSY07	FSY04	FSY05	FSY06	FSY07
	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2
	国務院草案 起草作業				全人代常務委員会審議				適用・執行			
[想定]	(立法・審議作業)											
[実際]	国務院草案 起草作業				全人代常務委員会審議				適用・執行			
	公布 施行											
①	■	○										
②	●	△	●	○	●	○	●	○	●	○	●	○
③	■				■							
④	■											

■本邦研修、●中国での研究会、○中国でのセミナー、- 中国での現地調査、△情報提供

投入計画／実績比較表

2. 独占禁止法サブプロジェクト

活動	Year 1				Year 2				Year 3			
	FSY04	FSY05	FSY06	FSY07	FSY05	FSY06	FSY07	FSY08	FSY09	FSY10	FSY11	FSY12
[想定]	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2
[実際]												
	国務院草案 起草作業				全人代常務委員会審議				適用・執行			
	国務院草案 起草作業				全人代常務委員会審議				適用・執行			
[① [計画]	■	△	△									
[① [実績]	■		△									
[② [計画]		●	●	○								
[② [実績]		●	●		○							
[③ [計画]				■								
[③ [実績]												
[④ [計画]									■	○		
[④ [実績]										■	○	

■本邦研修、●中国での研究会、○中国でのセミナー、- 中国での現地調査、△情報提供

22

20

投入計画／実績比較表

3. 市場流通関連法サブプロジェクト

活動	Year 1				Year 2				Year 3			
	FSY04 3	FSY04 4	FSY05 1	FSY05 2	FSY05 3	FSY05 4	FSY06 1	FSY06 2	FSY06 3	FSY06 4	FSY07 1	FSY07 2
(立法作業)												
(審議、公布、適用、施行)												
[立案]												
[計画]												
3-1 [実績]		●		■		●						
市場流通法に関する日本の関連法規の紹介												

C/P配置一览表 (1)
公司法子项目

单位、姓名、职务	2004年9月 赴日进修-1	2005年3月 研究会-1	2005年3月 赴日进修-2	2005年7月 研究会-2	2005年9月 研究会-3	2005年11月 研究会-4	2005年12月 研究会-5	2006年1月 赴日进修-3	2006年2月 研讨会-1
商务部									
条约法律司									
1 尚明 司长									
2 吴振国 处长		●			●	●			
3 王长斌 处长				●	●	●			
4 张松波 干部					●				
5 薛晓红 科员			■						
6 李明 副主任科员		●	■						
7 蒋涛 副主任科员				●					
8 马亨驰 干部					●	●			
9 解琳 干部									
政研室									
1 李子慧 干部						●			
国际贸易经济合作研究院									
1 袁平香					●				
外资研究部									
1 金伯生 主任				●	●				
国际贸易经济合作研究院亚太研究中心									
1 徐长文				●					
外贸司									
1 赵阳 干部						●			
2 刘克毅 干部						●			
全国人大									
常务委员会法制工作委员会									
经济法室									
1 黄建初 主任					●				
2 莫杰 处长				●	●	●			
3 王柏 处级调研员				●	●	●			
4 田雁苗 处长					●	●			
5 李建园 处长						●			
6 王翔 主任科员				●					
7 施春风 干部			■		●				
财经委员会									
法案室									
1 朱少平 主任					●				
2 刘修文 副主任									
3 钟真真 处长				●					
4 侯洪涛 干部						●			
5 郝亮亮 干部						●			
国务院法制办公室工业交通商事法制司									
1 曾壮鹏 司长助理	■								
2 秦天波 处长	■								
3 姚富泉 处长	■								
4 蔡富敏 处长	■								
5 张迅 处长		●							
6 郭启文 处长									
7 王野 调研员			■						
8 王新 科员	■								

C/P配置一览表 (1)
公司法子项目

单位、姓名、职务	2004年9月 赴日进修-1	2005年3月 研究会-1	2005年3月 赴日进修-2	2005年7月 研究会-2	2005年9月 研究会-3	2005年11月 研究会-4	2005年12月 研究会-5	2006年1月 赴日进修-3	2006年2月 研究会-1
9 王锋 干部					●	●			
10 高玮玮 干部	■			●					
最高人民法院						●			
1 金剑锋 法官									
国家工商行政管理总局			■						
1 吴心旺 科员									
中国证券监督管理委员会									
法律部									
1 燕涛洪 副主任					●				
2 陆连峰 处长				●					
3 吴国防 副处长					●				
4 李健 干部						●			
中国人民银行									
条约法律司									
1 刘慧兰 副司长					●				
2 刘玉莹 副处长					●				
3 李彦浩 干部					●				
4 陈文成 干部						●			
5 景瑞 干部						●			
中国银行监督管理委员会						●			
1 罗英									
国有资产监督管理委员会									
法规司									
1 陈丽洁						●			
2 周景						●			
浙江省									
对外贸易经济合作厅									
1 陆军 主任科员			■						
江西省									
对外贸易经济合作厅									
1 徐睿 主任科员			■						
云南省									
对外贸易经济合作厅									
1 李照燕 助理调研员			■						
(讲师)									
中国政法大学									
民商经济法学院									
1 赵旭东 副院长		●		●	●	●			
2 徐晓松 教授				●					
中国社会科学院									
法学研究所									
1 陈懿 副所长				●					
清华大学									
法学院									
1 王保树 教授						●			
2 朱慈蕴 教授					●				
参加人数	8	4	10	13	22	23	19 (预定)	10 (预定)	

18

C / P 配置一览表 (2)
反垄断法子项目

单位、姓名、职务	2004年10月 赴日研修-1	2005年3月 研究会-1	2005年6月 研究会-2	2005年10月 赴日研修-2	2005年11月 赴日研修-3
商务部 条约法律司					
1 尚明 司长					●
2 吴振国 处长		●	●		●
3 王长斌 处级调研员		●	●		
4 刘红 副处长	●				
6 张一哲 干部	●	●	●		
7 蒋游 科真				■	
5 解琳 副主任科员		●	●		●
8 王一 科员				■	
国际经贸关系司					
1 陈志阳 干部	●				
外国投资管理司					
1 孙楠 科员				■	
全国人大 常务委员会法制工作委员会 经济法室					
1 冀杰 副主任			●		●
2 王柏 处级调研员				■	
3 王清 处长	●		●		
4 王翔 主任科员			●		
财政部 经济委员会					
1 钟真真 处长		●	●		
2 郝亮亮 干部		●	●		
3 张鑫 干部		●	●		
4 侯洪涛 干部				■	
财政部 经济委员会 研究室					
1 朱思良 副处长		●			
国务院法制办公室					
工业交通商事法制司					
1 董超洁 副司长					●
2 崔书锋 副司长		●			●
3 丁才 副司长					
4 杨洁 副处长	●		●		
5 刘健 科真			●		
6 王峰 科员				■	
国家工商行政管理总局 公平交易局					
1 杨清 副处长		●			
2 王燕平 副处长	●				
4 杜玉庆 助理调研员			●		
法规司					
1 陈卓 处长			●		
2 于宝克 干部			●		
吉林省 商务厅					
1 戴新华 处长					
上海市					

C / P 配置一览表 (2)
反垄断法子项目

单位、姓名、职务	2004年10月 赴日研修-1	2005年3月 研究会-1	2005年6月 研究会-2	2005年10月 赴日研修-2	2005年11月 赴日研修-3						
对外经济贸易委员会 1 李 鸢 科员	●										
辽宁省 对外经济贸易厅 1 张 龙 副处长	●										
河北省 商务厅 1 苏 研 处长											
广东省 对外经济贸易厅 1 陈立鹏 处长											
对外经济贸易大学 1 沈 四 宝 院长					●						
2 黄 勇 教授			●								
中国政法大学民商经济法学院 1 时 建 中 教授			●								
参加人数	9	8	16	10	6						

C/P配置一览表(3)
市场流通相关法子项目

单位、姓名、职务	2005年9月 研究会-1	2005年8月 赴日进修-1	2005年10月 赴日进修2	2005年12月 研究会-2
商务部 条约法律司				
1 李冷 巡视员	●			
2 吴根国 处长	●	■		
3 王长斌 处级调研员			●	●
4 张翠玲 副处长	●	■		●
5 冯岩 副处长	●			
6 张震阳 副处长	●	■		●
7 解洪 副主任科员	●			
8 王蕾 干部	●			
9 王 一 干部	●			
10 曹杰 副主任科员	●	■		●
11 曹杰 干部	●			●
12 蔡峻峰 干部	●			●
市场体系建设司				
1 王 强 副主任科员	■			
商业改革发展司				
1 柴志君 副处长	●			●
2 董博 副主任科员	●	■		
外国投资管理司				
1 宋冰 官员	●			
国际司				
1 罗志扬 处长	●			
市场建设司				
1 曹德宗 处长	●	■		
2 路政陶 处长	●			●
市场运行调节司				
1 曲英 处长				●
2 邢文凯 调研员	■			
全国人大 常务委员会法制工作委员会 经济法室				
1 袁杰 副主任				●
财经委员会 法室室				
1 侯洪涛 干部				●
国务院法制办公室工业交通商事法制司				
1 董超洁 处长			■	
2 郭启文 处长	●			
3 张翼波 副处长				●
4 周胡荣 副处长		■		
5 姜杉 主任科员				●
全国整顿办 法规组				
1 庞亚南 宣传培训负责人				●
1 胡爽 干部				●
湖南省 商务厅				
1 魏衡舒 处长	■			
辽宁省 商业厅				
1 王化峰 纪检组长	■			
四川省 商务厅				

C/P配置一览表 (3)
市场流通相关法子项目

单位、姓名、职务	2005年3月 研究会-1	2005年8月 赴日研修-1	2005年10月 赴日研修2	2005年12月 研究会-2																	
1 王春莲 处长																					
中国城市商业网点建设管理联合会																					
1 王永平 秘书长	●																				
中国商业联合会																					
1 曹立生 处长				●																	
中国连锁经营协会																					
1 郭戈平 会长				●																	
2 武晴玲 副秘书长	●																				
毅弘律师事务所																					
1 安朝 律师	●																				
首都城市规划研究所																					
1 王希来 院长	●																				
北京大学																					
法学院																					
1 盛杰民 教授				●																	
中国人民大学																					
商学院																					
1 黄江明 副教授				●																	
参加人数	19	10	5	19																	